

【ご案内】

○ 当院は昭和32年4月30日厚生省令第13号に定める保険医療機関です。

○ 入院基本料

当院は、特定機能病院入院基本料の施設基準届出を行っています。

一般病棟では、平均して入院患者 7人に対し 1 人以上の看護職員がいます。

精神病棟では、平均して入院患者 13 人に対し 1 人以上の看護職員がいます。

○ D P C 係数

当院は、D P C 対象病院であり、厚生労働大臣が定める基礎係数：1.1182、機能評価係数Ⅰ：0.4677、機能評価係数Ⅱ：0.0539 となっています。【医療機関別係数 1.6506】

○ 180日を超える入院に関する料金基準

入院期間が180日を超えた場合、入院診療費の一部を保険外併用療養費（自費）として1日につき、2,835 円（税込）を負担していただく場合がありますので、ご了承ください。

○ 入院時食事療養費

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出をおこなっており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

福岡大学病院長
(2024 年 6 月)

○ 入院時食事療養費の標準負担額（１食につき）

一般（７０歳未満）	７０歳以上の高齢者	標準負担額（１食につき）	
上位所得者（限度額区分ア・イ）	現役並み	490 円	
一般（限度額区分ウ・エ）	一般		
低所得者（限度額区分オ）	低所得者Ⅱ	９０日目までの入院	230 円
		９１日目以降の入院（長期該当者）	180 円
該当なし	低所得者Ⅰ（老齢福祉年金受給者）	110 円	
指定難病・小児慢性特定疾患	指定難病	280 円	

※１）低所得者に該当する患者さんは、保険者（後期高齢者の場合は広域連合）に申請し、交付された「標準負担限度額認定証」を、入院受付にご提示ください。

※２）長期該当者となる患者さんは、新たに保険者に申請が必要となります。

長期該当者の要件：「減額申請を行った月以降の１２月以内の入院日数が９０日を超える者」をいう。

※３）指定難病・小児慢性特定疾患の患者さんは、交付された「特定疾患医療受給者証」、「小児慢性特定疾患医療受給者証」を、入院受付にご提示ください。

○ 紹介状のない患者さん、時間外に受診する患者さんに関する料金基準

選定療養費(自費)として初診料または再診料とは別に、紹介状を持たずに来院された初診の患者さんに 7,700 円(税込)、再診の患者さんに 3,300 円(税込)、時間外に受診する患者さんに 11,000 円(税込)〔※紹介状がなく時間外で初診の場合は 18,700 円（税込）〕をご負担いただきます。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合は、この限りではありません。

福岡大学病院長

(2024 年 6 月)